

電気料金の経過措置に関する パブリックコメント実施結果について

2019年6月26日

資源エネルギー庁

「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案」に関するパブリックコメント実施結果

- 電気料金の経過措置を適用する区域の指定等の基準となる「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案」については、4月26日～5月31日までパブリックコメントに付したところ、17者から25件の有効意見が寄せられた。
- 主な御意見とそれに対する考え方は以下のとおり（詳細は資料4－2に掲載）。

主な御意見と考え方

主な御意見	考え方
指定の解除に当たっては、インターナルスイッチングや販売電力量ベースのシェアについても考慮すべきであり、ある断面の数値だけでなく、至近の伸び率や将来の想定等も踏まえて判断すべき。	インターナルスイッチングについては、競争圧力それ自体ではないものの、消費者等の状況においては重要な判断要素として考慮するなど、指定解除における総合的な判断において適切に考慮してまいります。なお、シェア自体はある時点の数値を参照することとなりますが、ご指摘の至近の伸び率や将来の見込みを必要に応じて総合考慮の中で適切に考慮することを否定するものではありません。
みなし小売電気事業者の社内及びグループ内における小売競争を歪めるおそれがある不当な内部補助を防止するための方策を具体的に検討すべき。	今後、不当な内部補助を防止するための具体策について、検討を進めてまいります。その際、不当な内部補助を防止するという目的を達成する上で直接的であり、かつ、事業者にとって必要最小限の制約であるか否かという観点も踏まえます。
不当な内部補助を防止するための方策については、その方策の必要性について慎重に議論すべきであり、不当な内部補助の確認という目的を超えるような過度なものとならないようにすべき。	
農事用電力制度の廃止は、農業者の死活問題となるとともに、地域の環境の悪化にもつながる。地域農業の存続と発展のためには、農事用電力の経過措置の存続が必要。	総合資源エネルギー調査会（電力・ガス基本政策小委員会）における取りまとめも踏まえ、今後も経過措置の扱いについては、引き続き、慎重に検討してまいります。